

地方債の発行に関する国の関与の在り方について（案）

参考資料

平成 27 年 9 月 29 日
総務省自治財政局地方債課

目次

○地方債制度の現状

1 国の関与

- (1) 国の関与の変遷……………P1
- (2) 国の関与の意義……………P4
- (3) 地方債のリスク・ウェイト……P7

2 許可団体数の推移等

- (1) 許可団体数の推移……………P8
- (2) 協議不要対象団体数の推移……………P9
- (3) 都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績(平成26年度、資金区分別)……………P10
- (4) 地方債計画額(当初)の推移(資金別)……………P11
- (5) 地方債計画額(当初)における資金別構成比の推移……………P12

国の関与の変遷

平成18年4月 許可制度から協議制度に移行

<経緯>

平成10年5月

「地方分権推進計画」の閣議決定

平成12年4月

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率)

18%

協議	早期是正措置としての地財法許可
	公債費負担適正化計画

※ 地財法…地方財政法(昭和23年法律第109号)

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の全面施行

(実質公債費比率)

18%

25%

35%

協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)



平成24年4月 届出制度の導入

<経緯>

平成24年2月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行

(実質公債費比率)

16%

18%

25%

35%

事前届出(公的資金は協議)	協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
		公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)

※ 協議制度について

地方公共団体の自主性をより高める観点から、平成18年度以降、地方債の発行が原則禁止されていた許可制度から地方債の発行が原則自由である協議制度となった。

これによって、地方公共団体は、協議という手続を経れば、総務大臣又は都道府県知事(以下「総務大臣等」という。)の同意がなくとも、地方債を発行し得ることとなった。

協議（地財法第5条の3）

- ① 地方公共団体は、地方債を発行しようとする場合は、総務大臣等に協議しなければならない。
- ② 総務大臣等の同意を得た地方債については、公的資金を借り入れることができるとともに、その元利償還金は地方財政計画に算入される。
- ③ 総務大臣等の同意を得ないで地方債を発行する場合には、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければならない。

※ 一定の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として協議を要せず、事前届出によることとされている。

※地財法上の許可（地財法第5条の4）

平成18年度に協議制度に移行する際、一定の要件に該当する地方公共団体については、地方債全体の信用の維持等のため、地財法上の許可制度が設けられた。

- 【許可団体】
- ① 元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体
 - ・赤字額が一定額（標準財政規模に応じて、標準財政規模の2.5%～10%）以上の地方公共団体
 - ・実質公債費比率が18%以上の地方公共団体
 - ② 元利償還金の支払について遅延のある地方公共団体等
 - ③ 普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体

※健全化法上の許可（健全化法第13条）

平成21年度から、健全化法が全面施行され、財政の再生※段階の団体については、健全化法上の許可制度が設けられた。

【許可団体】：財政再生基準※を超える地方公共団体

(※ 実質赤字比率：5%（市区町村は20%）、連結実質赤字比率：15%（市区町村は30%）、実質公債費比率：35%)

※ 届出制度について

○ 地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として協議を不要とし、事前届出によることとされている。

1. 協議不要対象団体

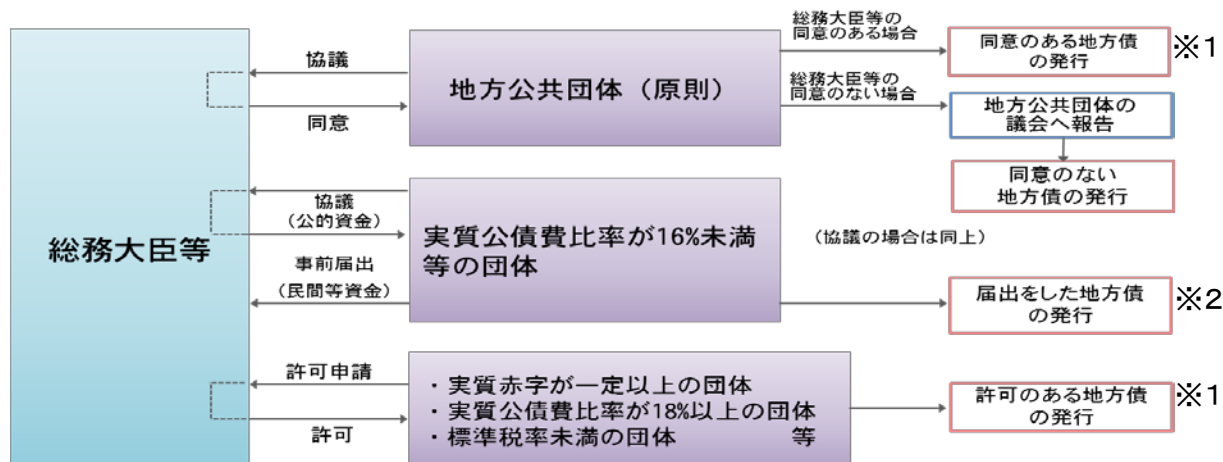
以下の①から⑤までの要件を満たす地方公共団体

- ① 実質公債費比率が16%未満であること(平成24年度においては、同比率が14%未満であること)
- ② 実質赤字額が0であること
- ③ 連結実質赤字比率が0であること
- ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては300%以下、一般市区町村にあっては200%以下であること
- ⑤ 地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。)が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること

※ 協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る民間等資金債を発行する場合は、協議をしなければならない。

2. 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。



※1 総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

※2 届出をした地方債(民間等資金)のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、
・元利償還金の地方財政計画への算入

国の関与の意義

1. 地方債償還財源の確保

個々の地方公共団体が任意に地方債を発行する場合には地方財政計画を通ずる財源保障を行うことはできなくなるため、あらかじめその償還財源を財源保障制度に組み込むことができる仕組みを設けておく必要がある。

2. 財政の健全性の確保

地方債は将来に負担を残すものであるため、その適正限度を保持しなければならないが、国の関与を通じて、個々の地方公共団体の地方債発行の適正限度を確保するとともに地方財政全体の適正限度との調整を行う必要がある。

3. 資金の需要調整と適正配分

地方公共団体全体の資金需要は膨大であるため、国全体の資金計画の中に織り込むことで公的資金及び民間等資金の需要調整を図るとともに、各地方公共団体の資金調達力には格差があるため、協議等を通じて公的資金及び民間等資金の適正な配分を行うことが必要である。

4. 一般財源措置との調整

地方債は、地方税、地方交付税等の一般財源を補完するものであるが、公共事業の地方負担に対する財源措置をはじめとして、地方財政措置は地方交付税等の一般財源と地方債を組み合わせられており、財政措置全体の整合性と適正な財源配分を確保する必要がある。

5. 地方債の信用力の補完

国の関与を通じた償還財源の保障によって、金融機関は地方公共団体の返済能力を個別に審査する必要がなくなり、円滑に地方債の発行を行うことが可能となる。これにより、地方債の信用力が高められ、地方債の保証に準じた機能を果たしている。

※ 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等



地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

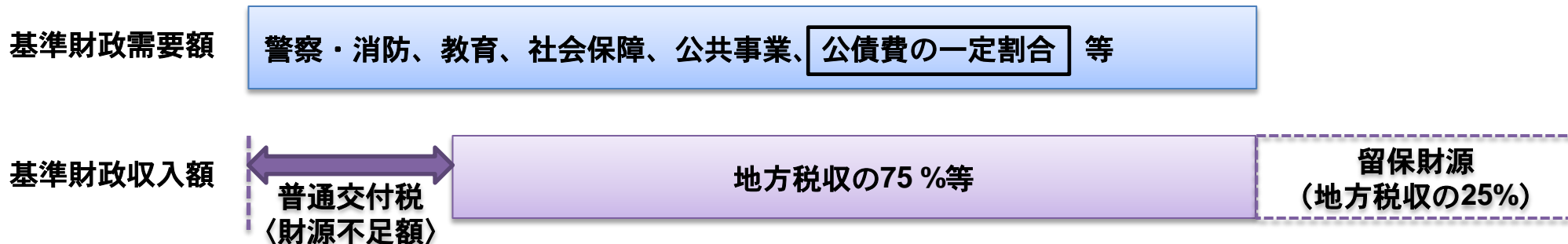
地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

9 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債（第6項の規定による届出がされた地方債のうち第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第9項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

※ 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるマイクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、マイクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入

⋮

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入

⋮

地方債のリスク・ウェイト

1. 現行上の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること

2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

許可団体数の推移

① 元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった団体

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実質公債費比率 (団体数)	416	514	436	399	306	175	114	63	41	29
実質赤字比率 (団体数)	11	9	8	5	1	0	0	0	0	0

※各指標ごとの数値であり、重複は排除していない。

② 元利償還金の払込について遅延のある団体等……これまで該当団体なし

③ 普通税の税率が標準税率未満の団体

H22	H23	H24	H25	H26	H27
2	1	2	2	1	1

協議不要対象団体数の推移

	H24	H25	H26	H27
都道府県	16	33	34	38
指定都市	15	19	19	19
市区町村	1,258	1,564	1,616	1,653
合計	1,289	1,616	1,669	1,710

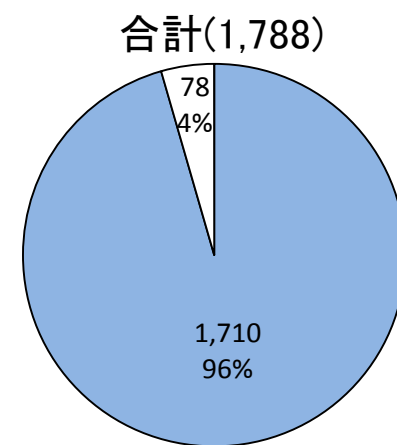
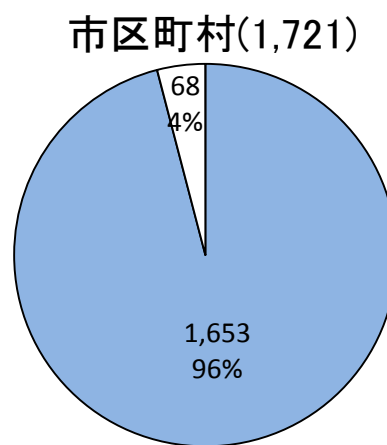
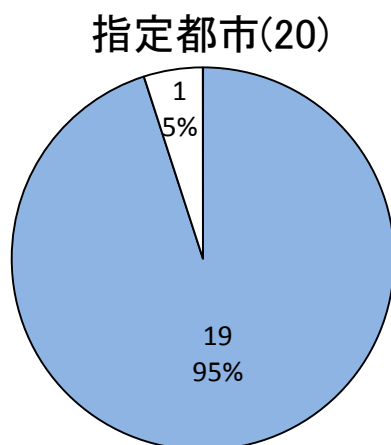
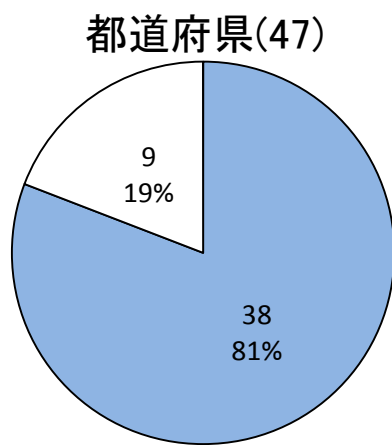
平成27年度



協議不要対象団体数



協議等対象団体数

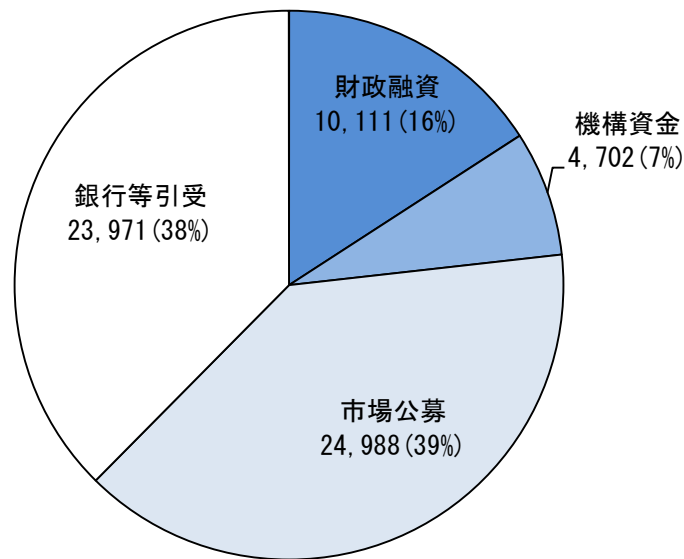


※協議不要対象団体は、各年度における実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率により判定

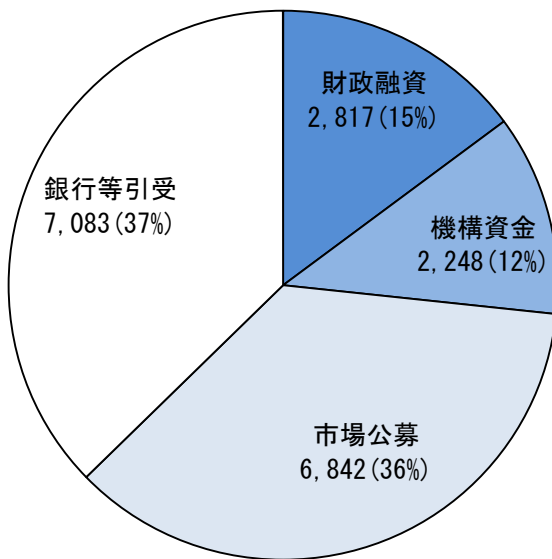
都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（平成26年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあっては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなっている。
- ・市町村・特別区にあっては、財政融資等の公的資金が占める割合が高くなっている。

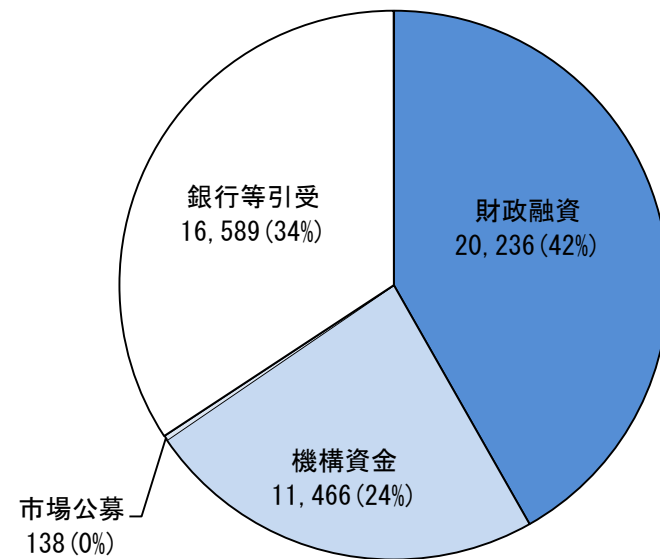
都道府県
(6兆3,772億円)



指定都市
(1兆8,990億円)



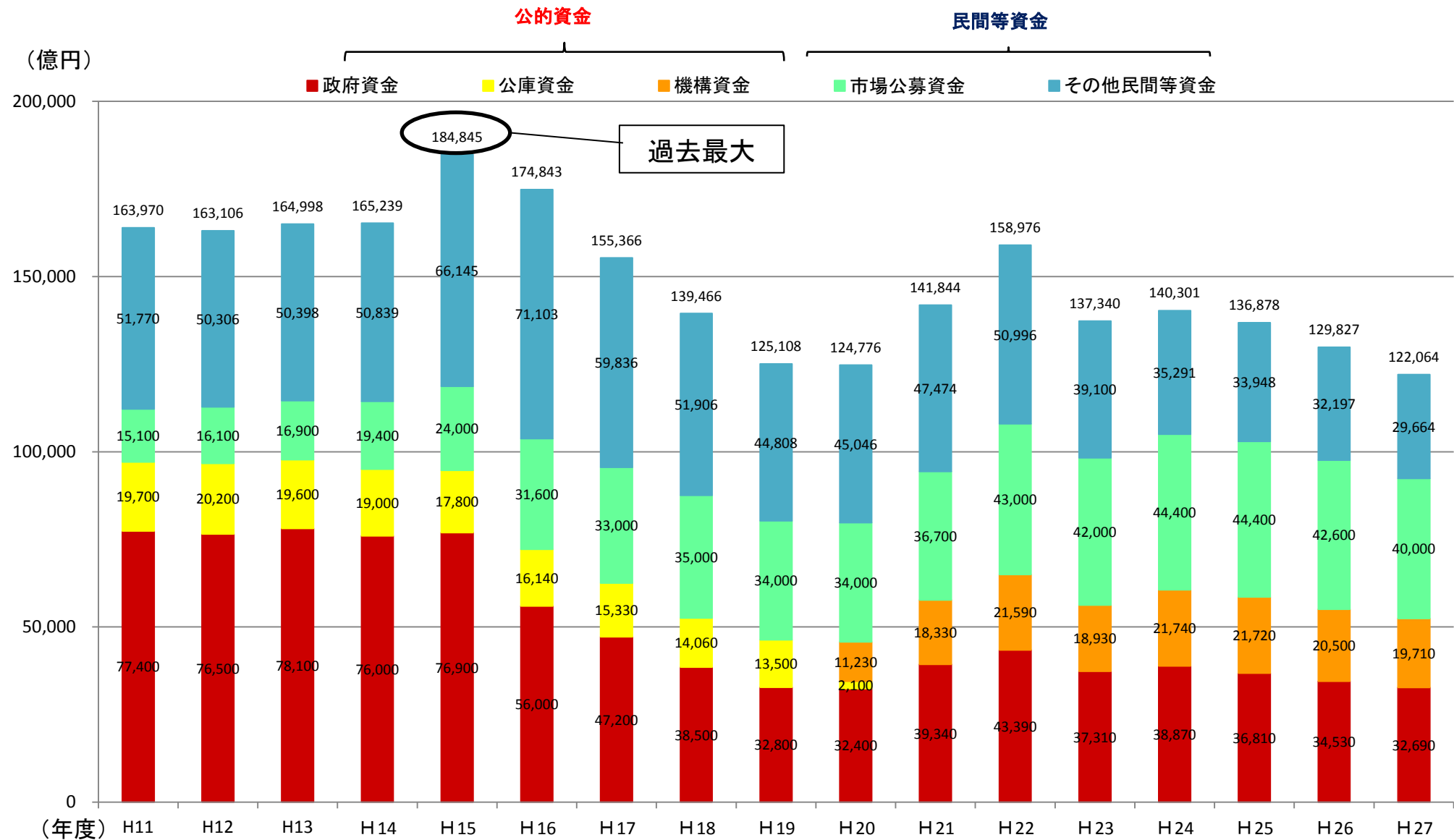
市町村・特別区
(4兆8,428億円)



(単位: 億円)

合計	うち財政融資	うち地方公共団体 金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
131,191	33,164	18,415	31,968	47,643

地方債計画額（当初）の推移（資金別）

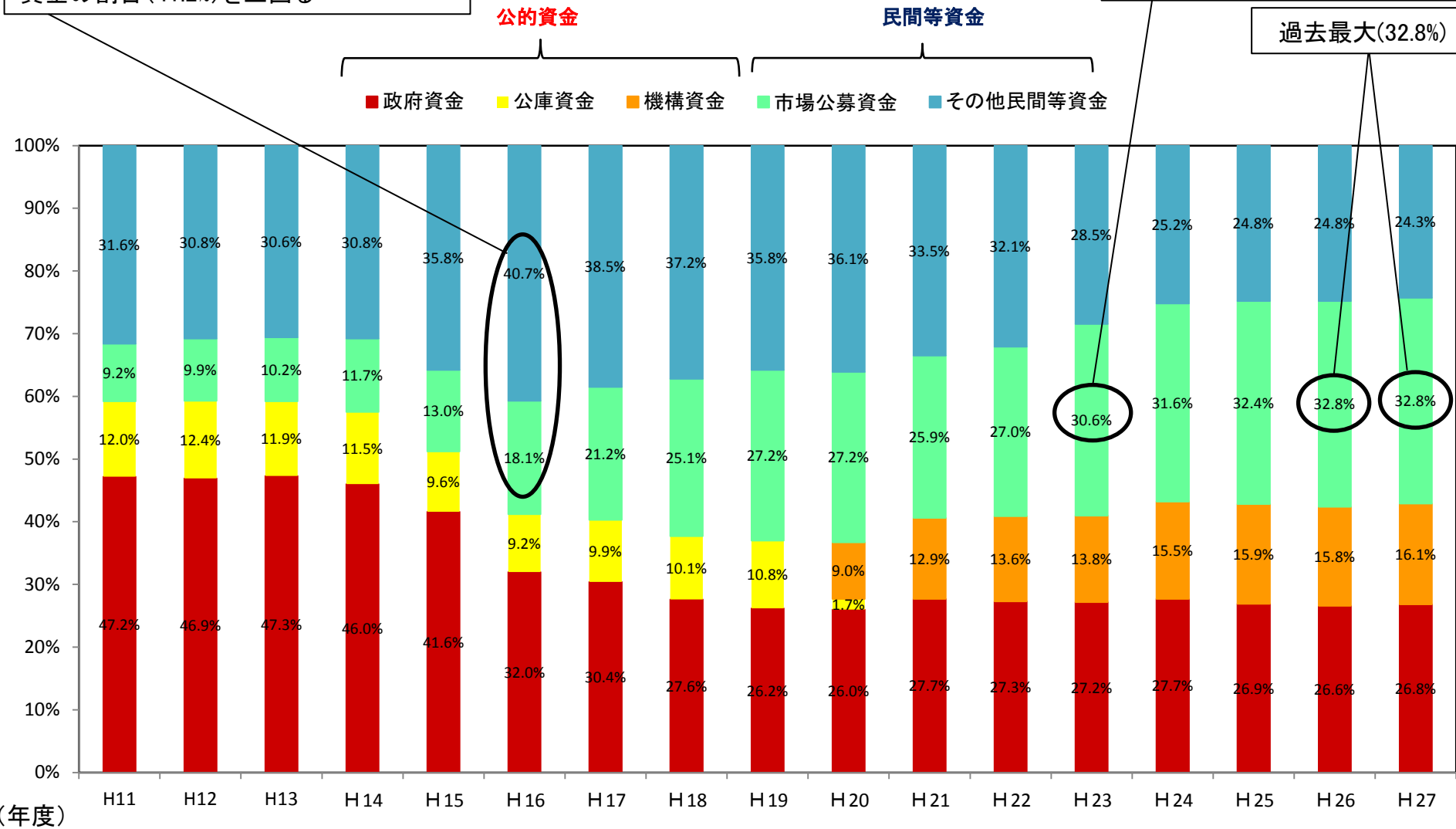


地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移

初めて民間等資金の割合(58.8%)が公的資金の割合(41.2%)を上回る

初めて市場公募資金が最も高い割合を占める(30.6%)

過去最大(32.8%)



(年度)